

とある。

注(9) 東九番丁の浄土宗常念寺の門の扉にこの紋が残っている。もと高松万寿寺綱村夫人稲葉氏の靈廟の山門だったが、明治維新後同寺が荒廃したとき、払下げを受けて移設したものである。

資料 伊達家史叢談 1、14 (伊達邦宗)

藩臣須知、藩臣須知別本 (「宮城県史」第32巻の内)

寛政重修 諸家譜 762

日本紋章学 (沼田頼輔)

伊達正統世次考卷 1、9

東藩史稿卷之 5 (作並清亮)

定紋の研究 (福井万次郎)

### 33. 仙台暦第 1 号の表題

問 仙台暦第 1 号の「安政 2 年暦」が、T 大学や M 図書館にもないが、どこにあるのか。

答 伊達家が幕府から特別許可を得て、仙台で印刷し領内限り頒布した「嘉永 8 年暦」から「明治 3 年暦」に至る 16 年分の暦を、俗に江戸暦と区別する意味で仙台暦と呼んでいます。天文方から交付された写本暦〔原稿暦〕<sup>(1)</sup>によって、仙台で版木を起して刷り上げたもので、その外形・内容<sup>(2)</sup>は江戸暦と同一です。いささかのミスプリントや改変があってはならず、校合暦と称して刷り上がった暦を天文方に提出して検閲を受けることになっていました。暦法は全国一定のものでなければならぬので、暦の制作頒布は幕府の厳正な管理に属する重大なものでした。これまで仙台でも各地と同様に、江戸暦を移入してきたのですが、広大な領内になかなか行きわたらず、領民の不便はまことに痛切なものでした。仙台暦が発行されたため、暦の入手が容易になって特に恩恵を受けることになったのは、1 千か村以上もある村々の農民でした。当時の農法は、暦の示す時候とのタイミング如何によって左右されるものだったからです。

さて、おたずねの「安政 2 年暦」なるものは、暦発行許可の日付が安政元年〔1854〕11 月 28 日と諸記録にありますので、第 1 号は当然安政元年発行の翌年号、すなわち「安政 2 年暦」であるとい<sup>(3)</sup>う前提をもって探索されたのだと思われます。ところが、安政元年という年は、嘉永 7 年 11 月 27 日に安政と改元されたものです。この改元の時点以前に既に暦の編成は終っており、仙台暦第 1 号の原稿として天文方から交付された写本暦は、改元のことを予想しない「嘉永 8 年暦」の表題で作成

されているわけであり。いささかの改変を加えず、原稿に忠実に reprint された仙台暦第1号は「安政2年暦」ではなく、「嘉永8年暦」であることとなります。江戸暦も改元の事前に既に刊行を終り頒布段階に入ってしまったので「安政2年暦」の表題をつけたものはありません。したがって、仙台暦第1号は「嘉永8年暦」の標題をもつもので、これは方々に残存しています。

なお、中途改元による表題と年号との不一致は、これ以外のものにもありますので、念のため仙台暦と呼ばれるものを年代順に記しておきます。(×印不一致)

(5)

(表題)

× 嘉永8年暦 (安政2年の分)  
 安政3 " ( 3 " )  
 " 4 " ( 4 " )  
 " 5 " ( 5 " )  
 " 6 " ( 6 " )  
 × " 7 " (万延元 " )  
 × 万延2 " (文久元 " )  
 文久2 " ( " 2 " )  
 " 3 " ( " 3 " )  
 × " 4 " (元治元 " )  
 × 元治2 " (慶応元 " )  
 慶応2 " ( " 2 " )  
 " 3 " ( " 3 " )  
 × " 4 " (明治元 " )  
 明治2 " ( " 2 " )  
 " 3 " ( " 3 " )

注(1) 「源貞氏耳袋」(東北大学図書館蔵)に次の記事がある。

『一 仙台暦御免之御願之事

私領分奥州仙台暦面之儀先年も申上候処辺境迄は年々行渡兼往々播種之候を違ひ候に付連々〔つらつら〕下民難渋相及此節に相至り犇〔ひし〕と窮迫仕国元衰自然武備警衛向にも相聞〔あいなやみ〕深く敷敷敷〔なげかわしき〕儀奉存候間何卒出格之御評議を以此末江戸写判暦被成下領分限り頒行仕候所被下成御免度奉願候委細之儀は家来覚書相渡申上候

已上

右付札

願之趣御出格之訳を以て以後天文方より写本暦可相渡候に付領内限り判行御免被成下  
 尤請取方並校合暦指出方等之儀都而〔すべて〕松平肥後守〔陸奥守の誤り〕領分限り

賦曆之手続相心得只今迄差越候版木師共難儀不成様可被取計候 以上 此儀平野伊勢守〔神明社神官〕社曆被成下候由之事』

注(2) てんもんかた。江戸幕府の職制。若年寄に所属し、天文・暦術・測量・地誌・洋書翻訳などに関することを司った。

注(3) 「楽山公〔慶邦〕治家記録」巻之14に『安政紀元<sup>××</sup><sub>改元</sub>十二月 ○十一月廿八日封内ニ曆書ヲ上木シ頒行スルヲ請テ允サル』。「東藩史稿」巻之9（作並清亮）に『安政元年十一月二十八日、封内ニ於テ曆ヲ編製シ、頒行スルヲ幕府ニ請テ允サル』。「仙台志料」（岡千仞）巻9に『免版曆。安政元年以歳曆不遍行封内。往往失農時。請幕府。仿会津諏訪社曆。附藩神明社。刊行曆本』

注(4) 曆発行については荒巻神明社神官平野伊勢の所管とされ、国分町の書店伊勢屋半右衛門が版元を命ぜられ、江戸から江川某という版木師の名手を招いて印刷頒布した。伊勢半は曆開板の時誕生した娘の名を「れき」〔曆〕と命名したという。板元伊勢半では、毎年藩公へ50部宛曆本を献上した。献上本は杉原紙〔楮を原料とした上質和紙、鎌倉時代播磨国杉原村で漉き出されたのでこの名がある〕6寸7分×5寸の別仕立、一般頒布本は普通和紙摺、5寸3分×4寸2分であった。「仙台事物起原考」（菊地勝之助）の仙台曆についての記事『安政4年から……売出した仙台曆……慶応4年即ち明治元年まで続いた。……<sup>××××××××××××××××</sup>仙台曆を考案した平野伊勢。仙台曆は陰陽吉凶を郷土的に示したものでまた大衆的な<sup>××××××××××××××××</sup>曆である。』は誤まりである。<sup>×××</sup>郷土的という部分は、かつて、これよりも約150年前に刊行されたことのある、無許可曆のことと混同したのではなかろうか。無許可の仙台曆について「日本の曆」（岡田芳朗、昭和47）は次のように記している。『延宝4年（1676）、貞享4年（1687）、元禄9年（1696）、正徳2年（1712）のものが知られている。仙台曆は正徳5年限りで禁止された。それは貞享改曆以後幕府の許可を得ず、官曆以外の曆注を記載して発行していたためである。この事件は江戸曆屋11人からの訴えで明るみに出たものであるが、大藩伊達侯の城下町で刊行されていた曆だけに、この事件の背後に多分に政治的配慮がうかがえる。この仙台曆は国分町の市兵衛、九左衛門、治兵衛の3名が出版していた。幕末に再び仙台神明社の平野伊勢によって作成され、伊勢屋半右衛門から綴曆の仙台曆が出版された』。「楽山公〔第5代吉村〕治家記録」巻之46下、正徳5年〔1715〕3月14日条に『○仙台国分町板木屋九左衛門、同市郎兵衛、木屋次郎兵衛三人、曆類板行ス、諸人信用ノ曆ヲ違却スル罪ニ因テ牢舎命セラル旨、昨十三日於評定所中山出雲守殿奉命ノ旨、国分町検断名代日下屋太郎左衛門告達ノ趣、将監言上』。同巻之47、正徳5年4月27日条に『○仙台国分町曆板行ノ者三人禁獄赦免セラル旨、去二十五日……』とある。

注(5) 東北で国曆が許されていたのは、仙台より早く会津と南部とであった。仙台曆は「明治3年曆」で終わった。その事情は「官令沿革表」（大蔵省〔現在の大蔵省とちがい内務行政を

も主管した)記録局編)に『明治三年四月二十二日、頒曆授時ハ至宝ノ典章ニヨリ弘曆者ノ外調製スルヲ嚴禁ス』とある。

資料 本食い蟲五拾年(常盤雄五郎)

### 34. 一兩一方とはどういうことか

問 一兩一方とはどういうことですか。「宮城県郷土史年表」(菊地勝之助)178ページの文化5年6月10日の事項に『……三貫以上は金一兩一方、五貫以上は三兩三方……一万石以上は百二十五兩、二万石以上は百五十兩の額を以て五年間に賦し上納……』、また192ページ文政11年6月28日のところに『二万石以上へ金二十五円……五十石以下へ二方……』その他方々に兩、円、方の文字が現われてきます。

答 「宮城県郷土史年表」のそれらの事項の典拠〔出所が明記されていないが〕となったと思われる「東藩史稿」を参照すると次のように記されています。

(3)『文化五年〔1808〕六月廿二日、幕府ヨリ蝦夷地警衛及ビ朝鮮来聘ニヨリ、高役ヲ命ゼラルニヨリ、藩臣禄秩三貫以上ハ金一兩一方、五貫文以上ハ三兩三方、百石以上ハ六兩一方、二百石以上ハ十二兩二方、三百石以上ハ十八兩三方、五百石以上ハ二十五兩、千石以上ハ三十五兩、三千石以上ハ七十五兩、五千石以上ハ百兩、一万石以上ハ百二十五兩、二万石以上ハ百五十兩ノ額ヲ以テ五年間ニ賦シ、貨上金トシテ上納スベキヲ令ス。但蝦夷地戍衛ノ者ハ五分ノ一ヲ免ス』(卷之8)、また『文政十一年〔1828〕六月廿八日、藩士禄高二万石以上へ金二十五兩、一万石以上へ二十兩、五千石以上へ十七兩二方、三千石以上へ十二兩二方、千石以上へ七兩、五百石以上へ五兩、三百石以上へ三兩三方、二百石以上へ二兩二方、百石以上へ一兩一方、五十石以上へ三方、五十石以下へ二方、凡下扶持人へ南鐐〔なんりょう〕一片ヲ賜フ』(卷之9)

(6) (7) 近世に入って金銀錢3貨の幣制が定着し貨幣経済が発達し始めます。3貨はそれぞれ本位正貨であって、金貨は表記貨幣、銀貨は秤量貨幣、銭貨は計数貨幣として通用しました。その中の金貨には、兩・分〔ぶ〕・朱〔しゅ〕の金額単位が定められ、それが表記されていました。金貨の種別には、(9) 大判〔10兩と表記、通貨とはしない〕・小判〔1兩と表記〕・一分金・二朱金等があり、その(10) 形状から小判は大抵円形であるのでそれを円貨、一分金等は長方形なので方貨と呼ぶ場合があります。「徳川実紀」の内「台徳院殿〔秀忠〕御実紀」卷42(「国史大系」第39)に『元和二年〔1616〕五月十一日令せられしは……。金一方〔一分〕に錢壹貫文をあてゝ通用売買すべし……』とあり、「航米日録」(玉虫左太夫、「日本思想史大系」66の内)の『万延元年〔1860〕二月十五日…